

墨田区私道整備助成条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第5号

墨田区私道整備助成条例の一部を改正する条例

墨田区私道整備助成条例（昭和58年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「修理」の次に「し、若しくは私道に設置されている電柱を移設」を加える。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

私道 次に掲げるもの以外の道路で、一般交通の用に供されているものをいう。

ア 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路

イ 墨田区有通路条例（平成29年墨田区条例第45号）第2条に規定する区有通路

ウ 墨田区特定法定外公共物等管理条例（平成29年墨田区条例第44号）第6条第1項に規定する管理道路

電柱 電力柱、電信柱、防犯灯柱（墨田区規則（以下「規則」という。）で定める要件を満たすものに限る。）及び引込柱をいう。

第3条の見出しを「（助成対象工事等）」に改め、同条中「（以下「助成対象工事」という。）は、墨田区規則（以下「規則」という。）を「又は移設（以下「助成対象工事等」という。）は、規則」に、「工事とする」を「工事又は移設とする」に改め、同条に次の1号を加える。

電柱移設

第4条第1項中「助成対象工事ごとの標準工事費の範囲内で区長が定める額とする」を「助成対象工事等ごとに区長が別に定める」に改め、同条第2項を削る。

第7条中「助成対象工事」を「助成対象工事等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、助成対象工事等（電柱移設に限る。）の完了を確認する前に、交付すべき助成金の額を確定し、申請者に交付することができる。

第8条第1項第2号中「助成対象工事」を「助成対象工事等」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。